

憲法

■題字は岸信介元総理



●憲法を改めて時代を刷新しよう！

第19回 自主憲法制定国民大会報告号

自主憲法制定国民会議・自主憲法期成議員同盟

今の憲法をどう改正するか

- 一、不明確な「天皇の地位・権限」の見直し
- 二、学者間でも解釈が多岐に分かれる「戦争放棄」の見直し
- 三、土地を安く供給するための「私有財産制」の見直し
- 四、違憲性の強い「私学助成禁止規定」の見直し

●改憲派がいかに合理的運動であるかを
明らかにした待望の好著！

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議 編

¥ 500
円 70

御注文は 自主憲法制定国民会議事務局へ 振替東京 6-022879

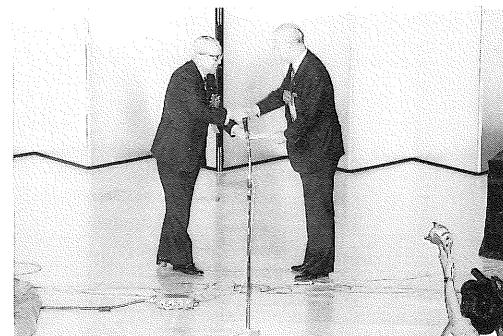
●「この改正案は、さまざまに考え得る案の中で、現在の国民に理解してもらえたものであり、両団体の首脳陣と、日頃協力いただいている学者の監修によるわゆる『試案』であるが、現行憲法の改正が、なぜ必要か、どこを、どう改正するのか、私たちの考えを知つていただく材料として提供する次第である」
(本書の「はしがき」より抜粋)



元気一杯！ 万歳三唱の音頭をとる八木一郎理事長。



自民党を代表して挨拶される、森清憲法調査会副会長。



満場一致の大会決議文は木村会長から、森自民党代表の手へ。



「憲法を改めて、時代を刷新しよう」と、熱弁を振るう木村睦男会長。



憲法改正案を説明する清原淳平事務局長。



司会 事務局長 清原淳平

国歌斉唱 (一回) ピアノ伴奏 水島納子
一、開会の辞 自主憲法期成議員同盟推進委員長 森下元晴^①

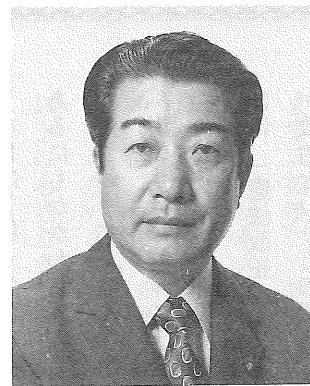
二、会長挨拶 衆議院議員・元厚生大臣 森下元晴^②
三、自由民主党 代表挨拶 衆議院議員・元防衛政務次官 森下元晴^③

四、推進の言葉 自主憲法期成議員同盟推進委員長 木村陸男^④
五、来賓紹介、激励電報披露 衆議院議員 戸塚進也^⑤

六、現行憲法の改正に関する提案(試案多数あるが、今回は左の四点につき)
○不明確な「天皇の地位・権限」(第一条)の見直し ⑩

○解釈が多岐に分かれる「戦争放棄規定」(第九条)の見直し
○土地を安く供給する「私有財産制」(第二十九条)の見直し
○違憲性の強い「私学助成禁止規定」(第八十九条)の見直し
右監修委員(順不同)

会長 木村陸男 東京水産大学名譽教授 相原良一
推進委員長 森下元晴 高崎経済大学元学長 三浦信吾
憲法学会長 川西誠 駒沢大学法学部教授 竹花光範
七、大会決議 大会実行委員 吉川敏朗^⑥
八、閉会の辞 大会運営委員 上妻正康^⑦
九、万歳三唱 自主憲法期成議員同盟常任理事 吉川敏朗^⑧
十、木村陸男会長就任披露パーティ (卷末グラビア)



●開会の辞

日本人みずから手になる憲法を！

自主憲法期成議員同盟推進委員長
衆議院議員・元厚生大臣

森下元晴

- 是といわれる所以でございます。では、自由民主党が、なぜ自主憲法制定を掲げるのかと申しますと、まず、日本の歴史と伝統を尊重しようということがあります。そして常に時代を先取りして、社会の日進月歩に対応しながら、国民生活の向上を図っていきたい。そのためには、時代にそぐわない憲法は改める必要があるということでございます
(拍手)。これに対しまして、社会党、共産党は、四十数年前の占領憲法にしがみついている。いつたい、どちらが保守で、どちらが革新であるか、疑問を持たざるを得ません
(拍手)。日本の将来のために憲法の改正が、是非必要でございます。この大会では、のちほど現行憲法の中の四カ条につきまして、具体的な改正案を提示いたします。どうかよくお聞き頂きまして、ともに手を携えて、時代刷新にとり組もうではありませんか(盛大な拍手)。



一、二階を埋め尽くした参会者。むんむんと熱気がこもる。

ただ今より、第十九回自主憲法制定国民大会を開催致したいと思います(拍手)。ご承知のように、現憲法は占領軍から押し付けられたもので、占領中は占領地の法律を尊重すべしというハーグ国際条約違反の疑いもあるわけです
が、当時としては生殺与奪の権を握っていた占領軍のすることですから、どうしようもございませんでした。昭和二十七年に日本は独立いたしましたが、現憲法成立当時には反対していた共産党、社会党が態度を変えて、今の憲法を支持いたしましたために、衆参各議院の総議員の三分の二という、厳しい条件を満たすことが出来ず、改正されぬまま今日に至ったわけでございます。

それに対し、自由党、民主党、改進党の憲法改正を唱える議員のかたがたの熱意によって保守合同が実現し、自由民主党が結成されました。自主憲法制定が自由民主党の党

1



●会長挨拶

二十一世紀を展望しての国民運動！

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議

会長 木村睦男

●改憲への決意も新たに

本日は、第十九回自主憲法制定国民大会を催しましたところ、あたかもゴールデンウイークの真ん中であるにもかかわらず、このように多数の皆さんのがご参集下さいまして、心から深く感謝を申し上げる次第でございます（盛んな拍手起立）。

岸先生は一昨年の大会の時に、「私の目の黒いうちに、何とか自主憲法の制定が出来ぬものか」また、「改憲が先か、國家の滅亡が先か」と、切々として訴えられました（拍手）。さらに、私がお会いした時には、「憲法改正などという大事業は、今すぐに実現出来なくとも、そうした高い理想を掲げて努力するのが政治というものであるから、憲法改正の火は絶対に消してはならない」というお話を承ったのでござい

ます（拍手）。岸先生のお言葉をまつまでもなく、自主憲法の制定は自由民主党の基本方針であるばかりでなく、日本人として、どうしてもやらなければならない、いわば国民的、民族的事業であると考えております（拍手）。今後いっそうの努力をして参りたいと、決意を新たにしておる次第でございます。

さて、現在の日本国憲法が、日本の歴史・風土、あるいは国民性に馴染まないのは、すでにご承知の通りでございますが、さらに制定以来四十一年が経過しております。社会の進歩のスピードは、十年が百年以上にも当たるといわれております今日、現行憲法が社会の目まぐるしい変化に対応出来る道理があります。それにもかかわらず、「平和」という虚名に酔い痴れて、野党の人々を中心に、いわゆる護憲の声が聞かれるのは、まさに現実認識を欠いているとしか申しようがないのでございます（拍手）。

現在の憲法は、形式的には当時の帝国議会の議決を経て成立したものであります、実質的には占領軍の圧力によって押し付けられたものであることが承知の通りです。さきほどもハーグ国際条約の話が出ましたが、戦勝国が占領中に敗戦国の憲法はもとより、法律を変えてはいけないことになつておりますし、占領中に作られた憲法や法律は、言つまでもなく勝った国に都合よく作られたものですから、非常に多くの欠陥を持っていることは当然でございます。ですから、ドイツなどは、占領中に作られた基本法や憲法は、独立した瞬間ににおいてこれを廃止し、無効宣言をしておるわけでございます。それにもかかわらず、占領軍から無理矢理に押し付けられた日本国憲法が、まだに行われているということは、誠に驚くべきことであると申さねばなりません。皆さんはいかにお考えでございますか（拍手）。

●現行憲法には、共産党、社会党ともに反対だった！

このような経緯で生まれました現行憲法に対し、いまだに改憲反対の旗を掲げ、いわゆる護憲を叫んで

いる政党や、それに追随する一部の国民の皆さんは、我々の主張する憲法改正論にはあって耳をふさぎ、論議の土俵に上ろうとはいたしません。実は社会党も共産党も、この憲法制定当時には大反対をしたわけでありました。そのことを皆さんはご承知でしょうか（拍手）。共産党の反対の理由は、この憲法には国を守るための自衛力を認めていない。国家の独立が保障出来ないではないかということでした。正に今、自由民主党が主張していることを、そのまま言つて反対しておったわけあります（大拍手）。

社会党のほうは社会主義憲法を画策していたのが、それは到底無理と分かつて、やむを得ず現憲法に賛成したというのが眞相で、本心では反対でございました。それが今では平和憲法といった抽象的美名で改憲反対を唱えておるのは、いざ革命という時には、軍備を否定している半独立国憲法のほうが都合がいいからであります。もともと、現行憲法は日本を弱体化し日本人を骨抜きにする意図の下に作られたものです。その効果でいずれ國も民族も駄目になる時がくるから、その時にこそ政権の座について、今の憲法を廃止し、社会主義あるいは共産主義憲法を作ろうという野心の下に、憲法改正に反対しているわけでござります（拍手）。しかしこの四十数年間に、我々は平和と独立を守り、今日のよつたな経済大国に成長いたしました。社会のありかたも、それに応じてずい分変わって参りました。ますます社会の現実から遊離した現行憲法を、そのままにしておくことは許されません。占領中に作られたこの憲法を一日も早く改めて、新しい世紀を展望した明日の日本を作るために、我々自身の手で立派な国の基本法を作りたいというのが、我々の考えでございます（拍手）。「物で栄えて、心で滅びる」と言われますのも、国情にそぐわない、不合理な憲法を放置しているからこそであると、かように思われてなりません（拍手）。

● どこをどう改正するかという、問題提起こそ本大会の眼目

いわゆる護憲運動というのは、ただ「平和、平和」とお題目を唱えているだけで、そこに何ら合理的な理論の展開はありません。しかし、我々としては憲法を改正しようと主張する以上、その理由について明確に説明しなければ、国民の納得が得られないわけであります。ことに、野党は第九条の改正によつて、日本を再び軍国主義にもどそうとしていると、いわれのない宣伝によつて国民感情を左右しようとしております。それを論破し、平和を堅持しつつ、なお独立を守ろうという我々の主張を納得していただくためには、理論的な裏付けが必要でございます。つまり、今日の憲法のどこをどう改正して、新しい自主憲法にするのかという点について、しつかりした考えを持たなくてはなりません。そのために、我々はずい分前から、憲法改正のための研究会を設け、国会議員を中心つて学者、文化人のかたがたと一緒に勉強を続けてまいりました。その結果、すでに二十五の項目にわたつて具体的な改正点の指摘と、その理由についての研究成果をまとめております。本日の大会におきまして、その中の主要な四項目につきそれぞれの内容を発表し、あわせてその理由について説明を申し上げることになつております（拍手）。こうした具体的な問題につきましては、学校ではもとより、新聞、マスコミもなるべく避けて通るような傾向がございました。いや、率直に申しますと、よく分からぬといつうのが眞相でございましたでしよう。皆さんのお耳に届くのも、恐らく初めてのことだと思いますので、十分にお聞き頂きたいと存じます（拍手）。

申し上げるまでもなく、「憲法を改めて、時代を刷新しよう」という私たちの国民運動は、自由主義、民主主義をしつかり守りながら、国家と民族に新しい活力を生み出していくこうといふ、いうなれば世直し運動でございます。どうか、この点を十分ご認識頂きまして、今後もいつそうのご協力を下さいますよう、心からお願ひ申し上げまして、ご挨拶に代える次第でござります（盛大な拍手）。



若い世代の力を結集し、 國柄を生かした自主憲法を！

衆議院議員
自由民主党憲法調査会副会長

森

清

本日出席予定でございました安倍幹事長が、急に東ヨーロッパに参りましたので、私が代わってご挨拶申し上げます（拍手）。今日はご承知のように憲法記念日であります。が、私は屈辱の日であると考えております（拍手）。それでは、なぜ屈辱の日であるかと申せば、これは我々が自主的に作つた憲法ではない。マッカーサーの幕僚たちが、あちこちの字引を引いたり、アメリカの憲法を参考にしたりしながら、たった一週間かそこらで草案を作りあげたものでございます。もしもこの草案通りにやらないならば、畏れ多くも陛下のご身分については保障しかねると、このような脅迫を受けて、涙を呑んで草案の審議を承諾したわけであります。むろん多少の修正は許されましたけれど、それにしてもすべて総司令部にお伺いをたてるということです、言つなればお座なりの修正にしか過ぎませんでした。

このような憲法でありましたが、マッカーサーはこの憲法は日本国民の意志によって、国会が作ったことにして真相は一切秘密にしろときびしく指令してきました。その頃は言論は完全に統制され、新聞、雑誌はすべて検閲を受けていたので、政府としても真相を国民にはとうとう知らせることが出来なかつた。そうした矛盾は、現行憲法のあちこちに出ております。

まず第一に、この憲法はマッカーサー司令部の指令により、明治憲法の改正手続きによつて行われました。明治憲法は欽定憲法ですから勅令によらなければならぬ。しかし、この憲法前文には「日本国民がこの憲法を確定する」と書いてある。このようなまつ赤な嘘を書いた憲法を後生大事にしているといふことは、重大な問題であると申さねばなりません（拍手）。第二には憲法というものは、單に

政治行政制度や基本的人権について書くだけではありません。人間には人格があるがごとく、国には國の成り立ち、伝統、文化といった基本的なものがございます。それを憲法の条文に表現するかどうかは別問題ですが、しかし、書かなくてもその奥には、日本国家そのものを支えている根幹のものがあり、最も根幹が天皇であります。よく天皇制と申しますが、我々は天皇制というものを持つたのではなく、天皇・國家・国民が一体となつてゐるのが日本という國の成り立ちなんです。そうしたことが、現在の憲法の中にもうまく表現されているかどうか。これには疑問がござります。そういう意味において、これはやはり日本人が作った憲法ではありません。きわめて不自然なものであり、國家の存立そのもの、人間で言えば人格そのものの問題について非常な不協和音が聞こえてまいります（拍手）。

第三の欠陥は自衛力の放棄であります。前文には「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」と決意したなどと書いてあります。そんな夢みたいな願望が実現するわけがないことは、世界史について見るまでもありません。それを受けて、第九条一項では戦争放棄をうたっています。しかし、これについては既に六十年前に不戦条約を結んで批准しております。

「提案国は、国際紛争解決のために戦争に訴えることは否とし、かつ、その相互関係において、国家の政策の手段と

しての戦争を放棄することを宣言する」と、国際条約として確立しているわけであります。現在の国際連合も、同じように戦争を否認していますから、加盟国が戦争放棄をすることは当然のことです。何も目新しい条文ではあります。問題はそのために陸海空軍その他の戦力は、いつさい持たないと書いてある第二項です。これで国が守れるのでしょうか。言葉の上だけで自衛権があると言つても、自衛権を発動するための手段を全く持たずに、外敵にどのように対抗するのか。第九条については国際紛争の手段としての戦争を放棄しただけで、自衛のための戦争まで禁じているわけではないという解釈でしたが、これは実は笑うべき説であると思います。なぜなら、国際紛争解決のための手段としての戦争は、既に世界中が放棄しているのです。日本国憲法はさらにその上に一切の戦力を持たないと宣言したわけであります。それが現行憲法の特色です。

今、政府はいろいろ理屈をこねてこの条文の解釈をしておりますが、かりにそれを認めて、我々は自衛のために戦うことは出来ません。繰り返して言いますが、侵略戦争は、世界中のどこの国もしないのであります。侵略というのは、現実はどうでも一切「否」なのです。国際社会における犯罪なのです。しかも、侵略とは何ぞやという定義は、いまだに決まらないんです。国際連合においても、自分の国はどこそこへ侵略したと言わない限り、侵略ではな

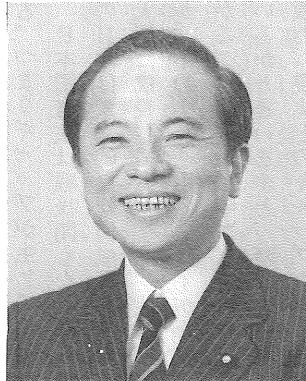
い。したがって、アメリカやソ連はじめ、すべての国の軍隊は自衛のためのものです。ところが日本はその最低限度の自衛のための戦力をそら持てない。このような憲法を持っている世界唯一の国なんです。したがって、どんなに理屈をこねようとも、自衛隊を合憲化することは出来ないと、私は思います。しかば、森清は、自衛隊違憲論者かといえは、むろん違います。根拠が違うわけで、それについて簡単に申し上げたい。たとえば、お日様が西から昇つたならば、お前に百万円やるという契約を結んでも、これは無効です。あるいは、毒でもないものを飲ませて人を殺そうとしても、これは未遂罪にしかなりません。つまり、これは初めから不能ということですから（拍手）。

同じように日本国憲法に書いてある陸海空軍その他の戦力を持たないということは、日本を独立国家と認める以上は「不能」であります。出来ないことなんです。独立国家である以上は戦力を持たざるを得ないんです。不能な契約は無効ですから、私はこの九条二項は無効だと考えております。それをさらに高い次元で、論理的に言われたのが高柳博士でした。博士の説によれば、「これは国家百年、千年、一万年先の理想を掲げている条文にしかすぎない。したがって、これはその理想に向かって努力しようと言つていいにすぎないので、現実のありさまを規定するものではない」ということであります。私もまた、この高柳学説に

賛成であります。あの条文を読めば、自衛隊のような精強なる戦力を、戦力でないとは言えないでしょう。ところが、現実には憲法をいじり回して、自衛隊は合憲であるとしている。その努力を評価しないわけではありませんけれど、しかしながらこの際、発想の転換をしなければならないと思つんです（拍手）。

ところが自主憲法を持たず、今述べたような勝手な解釈をしながらでも、現行憲法を守つていこうという、こういう風土の中で戦後四十年以上が過ぎたわけであります。その結果、我が国は筋道を失つてしまつて、儲かりさえすれば、なにをやつてもいいじゃないかという、利己主義の風潮が蔓延しているように思ひます。こうした諸悪の根源こそ、この憲法にあるのではないでしようか（拍手）。

こういう状況の中で、我々が自主憲法を持つということは、日本という国はもとより、日本民族のこれから行くべき道の根幹をなすものであります。このことを成し遂げない限り、我々は国家というものを遂には見失つてしまふのではないかと、このように考える次第であります。今日の会場を拝見しますと、若い世代のかたが実に多い。こういう若い力を結集して、自主憲法制定にまい進しようじやありませんか。私もその第一線に立つことを、改めてお誓い申し上げ、ご挨拶に代える次第でござります（大拍手）。



●推進の言葉

自主憲法制定運動の火を消すな！

衆議院議員
自主憲法期成議員同盟推進委員

戸塚進也

のことは十分に考えておかなければなりません（拍手）。

靖国神社の公式参拝にしても、私は今の憲法の下でいささかも違反とは思つておりません。でも国民の何割かのかけたは、特定の宗教に関係するんだから憲法違反だとおっしゃる。と言つても国民の大多数のかたが、靖国神社の英靈に対しても敬虔な祈りを捧げいらっしゃるのは事実です。もし疑わしいならば、疑わしくないよう、憲法をしっかりと変えるのが当たり前じやありませんか（拍手）。

とにかく、この正しい、自主憲法を作ろうという国民運動の火は、絶対に消してはいけない。どうか皆さん、次の選挙に際しましても、自主憲法制定を公約に掲げているような候補者を、全員当選させて頂きたい（拍手）。皆さんのお力によって来年の五月三日には、この壇上に自民党の国会議員が数十人は並ぶことでしょう（拍手）。

現行憲法の改正に関する提案

- 不明確な「天皇の地位・権限」（第一条）
- 解釈が多岐に分かれる「戦争放棄規定」（第九条）
- 土地を安く供給する「私有財産制」（第二十九条）
- 違憲性の強い「私学助成禁止規定」（第八十九条）

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議

事務局長 清原淳平

まず、前提といたしまして、法と現実のギャップということについて申し上げたいと思います。憲法もそうです。が、法律というものは、作られた時点で静止してしまいます。ところが、現実の世の中はどんどん進歩してまいります。そこで法律が時代遅れになつて、現実にそぐわなくなつる。つまりギャップが生じてくるわけあります（拍手）。

日本国憲法は戦後間もなく作られました。ところが現在の日本は驚異的な経済成長を遂げて、世界でも有数の経済大国に成長しております。焼け野原の時代に作られた憲法が、そのまま通用するはずがないことは、子供にだつてわかることです（拍手）。では外国ではどのように対処しているかと言いますと、時代の進展に伴つてどんどん憲法を改め、現実とのギャップを埋めております。例えば西ドイ

ツでは戦後三十五回、スイスは三十三回、オーストラリアは二十九回、メキシコは三十六回、インドが四十五回、ソ連に至つては五十一回もそれぞれ改正しております。判例重視の英米法に立脚するアメリカでさえ、戦後に五回改正しております。昔の百年が現代の十年にも匹敵しないと言われるくらい、変化が激しい時代の現実を無視して、我が国の場合にはこの四十一年間に、ただの一度も改正しておりません（そうだ！の声）。

なぜ改正されないかは、野党が反対しているからであります（拍手）。また、アメリカが置いていった改正手続きが、衆・参各議院における総議員の三分の一という厳しい規定であることも、理由の一つにあげられましょう。そんなわけで中々改正出来ません。したがつて、法と現実の食

い違ひは、政府としても解釈で補つて辻つまをあわせるより仕方がないというのが現状です。しかしながら法学部ご出身の方はおわかりのように、法学概論においては類推解釈と拡張解釈は原則としてしてはいけないということをまず教わります。要は不当な類推・拡張解釈などをする必要がない憲法を作るべきだということです（拍手）。

とにかく、現行憲法成立のときから四十一年もたつてゐる今日、いまだに「平和憲法だから」とか「占領憲法だから」といった抽象的な論争をしているときではあります。いまや、どこをどう改めるべきかという、具体的な提案をするべきときである、ということで今回はとりあえず四項目にしぼつてお団りする次第であります（拍手）。

一、不明確な「天皇の地位・権限」 (第一条) の見直し

改正案（傍線は改正個所）

現行法

第一条〔天皇の地位・権限〕天皇は、
日本国の元首であり、日本国民統合
の象徴であつて、この地位は、主権
の存する日本国民の伝統的総意に基く。
づく。

第一条〔天皇の地位・権限〕天皇は、

日本国の象徴であり、日本国民統合
の象徴であつて、この地位は、主権
の存する日本国民の総意に基く。

さて、ご覧のように改正案は、前段の「象徴」という言葉を「元首」に直し、後段のほうで「伝統的」という言葉をいれたということです（拍手）。

それぞれの国家には、その国を代表するものとして、一般に元首と呼ばれる人がいるわけで、諸外国の例を見ますと、誰が元首であるか憲法上明確にされているのが普通です。ところが我が国では、天皇が象徴と書かれてい

●「今の憲法をどう改正するか」は定価五百円・〒七十円です。ご入用のかたは、自主憲法制定国民会議事務局・振替東京六一〇二二八七九に代金お振り込みの上お申込下さい。

るために、元首を必ずしも天皇と考えず、内閣説あるいは内閣総理大臣説、または国会説など、諸説に分かれます。これでは学問的にもおかしな話ですから、こうした疑義が生ずる余地のないようにしたい、ということです（拍手）。大体「象徴」という言葉は、例えば平和を鳩、愛情をバラなどで表すように、抽象的な観念を実在する事物によつて具象的に表現する場合に使われ、その事物も動物や植物であることが多く、特定の個人であることは一般にはございません。また「象徴」という言葉は、元首に備わる属性の一つではあるが、本来法律用語ではなく、いわば社会的な意味での属性にすぎません。国家の基本法である憲法は、やはり法律用語を使うべきであろうと思います（拍手）。ところが「元首」という言葉を使うと、天皇が絶対的な権力を持つて、再び軍国主義の時代に帰るのではないかと言ふ人もありますが、それは認識不足であって、元首の内

容は、時代と共に変わつてきます。十八、十九世紀の憲法では、元首はたしかに、統治権を総攬し、陸海軍の統帥権、外国に対する代表権の三つを具備しているものと考えられていました。しかし、二十世紀に入つてからは、統治権を総攬することや三軍の統帥権は、実質的に内閣総理大臣、あるいは立法府に移つております。つまり、法的属性は对外代表権に限られていて、これが常識になつてゐるのですから、「元首」という言葉を置いても一向に差し使えないと言つべきであります（拍手）。

また、後段に「伝統的」という言葉を入れたのは、現在のように、「主権の存する日本国民の総意に基く」だけですと、一部の政党が唱えるように、多数決で天皇制を廃止出来るというような暴論が表れてまいります。我が国の天皇制は数千年の歴史に立脚した、伝統的な文化遺産・精神的遺産といるべきものであつて、かりにも一時期の国民が多数決などで否定出来るものではないことを、明らかにしたわけあります（拍手）。

一、学者間でも解釈が多岐に分かれる 「戦争放棄」（第九条）の見直し

改正案（傍線は改正箇所）

第九条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による

現行法

第九条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による

威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを否認する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。
③前二項の規定は、国際法上許されない侵略戦争ならびに武力による威嚇または武力の行使を禁じたものであつて、自衛のために必要な限度の軍事力を持ち、これを行ふることまで禁じたものではない。

威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。
③前二項の規定は、国際法上許されない侵略戦争ならびに武力による威嚇または武力の行使を禁じたものであつて、自衛のために必要な限度の軍事力を持ち、これを行ふことまで禁じたものではない。

解釈は矛盾そのものであるとも言つております。

とにかく、この第九条の規定の仕方は明瞭ではありません。そのため、一項、二項の文言をどう解釈し、どう組み合わせるかで、十八通りにも解釈が分れる、という学者もあるくらいです。（笑）

い）これに対する私どもの考えは、憲法といふものは国的基本法ですから、本来は小学校高学年程度の学力の者が、読んで素直に分かるものでなくてはならない。憲法学者が集まつて、解釈がいろいろに分かれるような難解な規定を置くことじたいおかしい、というわけです

私が多岐に分かれ、戦争放棄の見直しです。ごらんのよううに九条の一項、二項はほんのままでですが、ただ一項のしまいの「放棄する」を「否認する」といたしました。そして新たに第三項という新しい規定を加えるというのが今度の改正案です。

昨日も事務局に外国の新聞記者が見えましたが、第九条について質問してみますと、素直に読む限りでは日本は軍事力は全然持てないのではないかと言うんですね。いやしくも独立国である以上、一切の武力を持たないなどという

（拍手）。

現憲法が占領軍によつて作られたのは、ハーグ国際条約違反ではないかという点は、さきに諸先生からご説明がありましたので省略いたします。

次に指摘しておきたいのは、占領軍が何故このよくな憲

法を押し付けたかということです。ご承知のように近代の初めから二十世紀前半にかけて、世界は植民地獲得競争の時代だったわけです。ただアメリカはたとえ植民地であつても憲法の制定を認める点で、他の国とは違つております。例えればスペインと戦つて手に入れたフィリピンなんかもそうです。しかし、その場合にも軍事権と外交権だけは与えなかつた。こうした植民地の憲法を学問的には「半独立憲法」と言つうそです。

その点、占領軍の押し付けた憲法は、久しくフィリピンの軍政官であつたマッカーサーの思い付きそな内容です。第九条を素直に読めば、いざというときにはアメリカが守つてやるから、植民地である日本に軍事力は必要ないと言つているようにも読めるわけです（拍手）。また、憲法の前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我等の安全と生存を保持しようとした決意した」などという表現を見ますと、外交権もある程度は任せているというか、制約されているような気もいたします（拍手）。

こうした「半独立憲法」は、日本が独立国であるというなら、もういい加減に改めるべきではないかといふのが、我々の提案であります（拍手）。

とにかく第九条の内容からは、国としての「自衛権」があるのかないのか争われている始末ですが、個人にも「正当防衛」が認められているように、国にも「自衛権」があるといふいう意見もありました。条文の趣旨を明確にするといふことでは、たしかに好ましい方法ですが、一、二項がいわゆる平和憲法の象徴であるといふ、一部の国民の認識も無視出来ませんし、改正反対勢力による、九条改正は直ちに軍国主義復活、といった短絡した宣伝に乗せられないためにも、一項、二項はそのままにしておいて、新たに三項を置いたほうがいいのではないか、という結論になつたわけです（拍手）。

では、第三項にどういう文言を置くかといいますと、それはここに掲げてありますように「前二項の規定は、国際法上許されない侵略戦争ならびに武力による威嚇または武力の行使を禁じたものであつて、自衛のために必要な限度の軍事力を持ち、これを行使することまで禁じたものではない」ということで、その趣旨は日本は侵略戦争は決してしないけれど、自衛のために必要な限度での軍事力を持つて、これを行使することは出来る、ということを明確にしましたということです（拍手）。

いうまでもなく、侵略戦争はやりたくないというのは、

るのは当然であると考えます。したがつて、自衛のための戦力を持つことは、これまた当然のことでしょう（拍手）。くわしくは冊子をお読み頂きたいと思いますが、日本政府としても一項は自衛権まで禁止したものではないとしたうじて埋めているのが政府見解ですが、これはかなり苦しい論理の組み立てと言わざるをえません。我々としては、もっと分かりやすい論理で、独立国家として自衛隊の存立も認めるべきだと主張するわけであります（拍手）。

このように、第九条の規定の仕方が明瞭でないため、一項、二項の中の言葉を、それぞれどう解釈し、またそれをどう組み合わせるかで、解釈が沢山に分かれ、したがつて第九条をめぐつて論争が絶えない実情を考えると、われわれは、第九条を早急に改正して、その趣旨を明確にすることが必要だ、と考えるものであります（拍手）。

そして今回、われわれは、意味のあいまいな第一項、第二項を一応そのままにしておいて、新たに第三項を設け、そこで第一項と第二項の趣旨は、ほんとはこうのことだ、

国民感情としては当然のことです。しかし、自らを守るために軍事力を持つのも、また当然じゃないかといふのは、国民全般の通念になつてゐるわけですから、それを素直に取り入れた形で提案しました。

本来憲法というものは、その時代時代の国民のためにあるものです。制定時の国民が、将来の国民をしばつてはならないというのが、欧米諸国における考え方たです。ですから時代の推移に従い、きびしい現実を直視して、このような改正を行うことは是非必要ではないでしょうか（拍手）。

ここで前にもどりますが、「放棄する」を「否認する」に直した理由について申し上げます。戦争放棄という言葉は言い慣らされておりますけれど、法律用語としては「放棄」はおかしいんですね。法律的に言いますと、「放棄」とは正当な権利を捨てることです。例えば「相続放棄」と言えれば、相続権というものがあるのに、あえてそれを捨てるということで、まず正当な権利ということが前提になります。したがつて、「戦争放棄」という言葉を使いますと、前段にはいわば侵略戦争的な意味の文言が掲げてあるわけですから、それでは侵略戦争も正当な権利かということになりますから、法律用語としてはおかしい。

これに対して、「否認」は、正当な権利のあるなしにかかわらず、これを認めないということです。したがつて、第*

三、土地を安く供給するための 「私有財産制」（第二十九条）の見直し

改正案（傍線は改正個所）

現行法

私有財産制について規定した、この第二十九条一項には、「財産権は、これを侵してはならない」とあり、二項が、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」

九条一項には、「財産権は、これを侵してはならない」とあります。

- 第二十九条 ①財産権は、これを侵してはならない。
② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するよう、法律でこれを定める。
③ 土地の究極的所有権は、国家に属する。
④ 私有財産は、相当な補償の下に、これを公共のために用いることがで

- 第二十九条 ①財産権は、これを侵してはならない。
② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するよう、法律でこれを定める。
③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることがで

*九条については、法律用語としてこのほうが正しいということで、「否認」といたしました。これは一例をあげますと、お隣りの大韓民国憲法でも、「否認」という言葉になっています（拍手）。

産主義に通じるのではないかと言う人もいますが、それは考え違いであります。共産主義というのは、マルクス・レーニン主義に立脚して、生産手段の国有化を当然としていますが、この場合はそうではありません。

我々の自由主義社会にあっては、私的所有権を認めるのは当然ですが、ただし他人の権利を害してはならないし、あるいは公共の福祉のために提供しなければならぬこともあります。それは例えばお手元に配布した冊子にありますように、西ドイツのボン基本法やイタリア共和国憲法などにも、明記されているところです。

ちなみに、現憲法は連合軍によつて作られ、マッカーサー草案が下敷きになりましたが、その草案の中にも、私有財産権の規定には、「土地及び一切の天然資源の究極的所有権は国家に属する」という表現がありました。これは終戦直後のことでもあり、日本人は誰も世界の国々が古い憲法から脱皮していることに気付かず、これでは共産主義のようだから撤回してほしいと大反対したわけです。結局帝国憲法と同じように、私有財産権絶対と直すことに認めています。

しかし、二十世紀の憲法になりますと、個人の私有財産権も公共の福祉の見地からすれば、絶対に主張し得るものではない。個人の権利といえども、社会の利益や他人の権利を侵してまで主張しえないとすることが、広く認識されるようになってきました。国民の私的所有権の制限は、共

産主義に通じるのではないかといいますと、現憲法に財産権絶対不可侵の古い思想が盛り込まれているからです。かつて十八、九世紀の絶対君主制や、封建領主の時代には、個人の財産権が非常に侵害されました。それを守る必要があつて規定されたのが、この所有権絶対の観念です。

現在、なぜ有効な土地対策が出来ないかといいますと、現憲法に財産権絶対不可侵の古い思想が盛り込まれているからです。かつて十八、九世紀の絶対君主制や、封建領主の時代には、個人の財産権が非常に侵害されました。それを守る必要があつて規定されたのが、この所有権絶対の観念です。

前にもふれましたように、人口に対しても国土の狭い我が国では、土地については究極的には国民すべてのもの、つまり国家の所有であると考えることは、理解されやすいようになります。こうした改正を行うことによつて、政府

は有効な土地対策を行なうことが出来ます。その場合は、新しく置く三項に基づいて法律で規定するわけですから、国民の権利をいたずらに害するようなことはありません。こういう規定が置かれることによつて、土地の価格を合理的な線に引き下げることが出来、一般庶民も土地を購入することが出来るようになるでしょ。市街地の土地所有者も、現在のような高い固定資産税を取られずにすむようになります。今まででは土地の所有者が亡くなつて相続問題が生じますと、家屋敷から土地まで手放して相続税を払わなければなりませんんでしたが、そういうこともなくなるでしょ。もし相続税が払えなければ、土地の所有権を国に返還して、相続税を安くしてもらつことが出来ますし、その後は国の所有地の上に、借地権、ないし地上権を持つということになるわけです。一方、国は国有地がふえますから、利用者にそのまま住まわせても地代収入がふえます。利用者が権利を処分する意思があれば、場合によつては国が買い取つて公示し、借地権ないし地上権を、他の人に合理的な価格で頒けることも出来ることになります。こうす

れば国は決して損をせず、一般庶民も国から合理的な価格で土地や建物を貰え、土地所有者も固定資産税や相続の場合に有利となり、三方利益ということになりましょう。そういう点からも、この規定を置くメリットは大きいと思います（拍手）。

四、違憲性の強い「私学助成禁止規定」

(第八十九条) の見直し

現行第八十九条は、下段に示した条文を読んでいただければ分かるように、

公金その他の公の財産を、支出または利用する場合の制限を規定したものであるが、この中に、宗教、教育、慈善博愛の四つ場合が併せ掲げられているため、素人には、文脈がたいそう分からにくく、現行憲法上、悪文の一つとされている。

私たちには、後述する理由から、現行第八十九条の中から教育に関する部分を削除するよう提案する。

現行第八十九条は上述のように複雑なので、この条文を、教育に関する部分とそうでない部分とに分けて見る。

「公金その他の公の財産は、公の支配に属しない教育の事業に対し、これを

支出し、又はその利用に供してはなら
ない。」

第八十九条〔公の財産の支出・利用制限〕

公金その他の公の財産は、宗教上

の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に

属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

「教育」を削除した結果、第八十九条は、次のような形として残る。

第八十九条【公の財産の支出・利用制限】
公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に

属しない慈善、若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

公の財産は、
公の支配

に属しない教育の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」ということになります。

ここで、公の支配に属しない教育事業とは何かといえば、それは私立学校ですから、この条文は、つまり公の財産・公金を私立学校に出してはならないと書いてあるわけです。

しかし、これは、戦後久しい年月にわたり、現実と合わなくなつております、事実上有名無実化しているので、私どもはこの条文から、「教育」という文言をはずそと提案するわけであります。すなわち、日本では三十年も前から、私立大学を初めとする私立学校に、多額の助成金が出ております。近年では、その額が年間三千億円を超えました。すなわち、国からの財政的援助なしでは日本の大學はやつていけないというのが、現実の姿なのです。ですから、国は後で申し上げるような便法を使ってでも、助成金を出さざるを得なくなつてゐるわけです。

いつたい占領軍は、なぜこのよつた制約を日本国憲法に課したのでしょうか。理由の一つは、日本では戦前・戦争中に、国家の教育に関する関与が強く、いわゆる軍国主義教育を施したとして、占領政策上これを排除する必要を感じたであろうということです。もう一つは、アメリカでは昔から私立学校に対しても、國なり州なりが助成金や補助金を出す習慣がありました。私立学校の必要経費は生

徒たちの払う学費のほか、ロックフェラーなどの大きな財団や企業グループ、宗教組織、篤志の人々、あるいは父兄からの個人的寄付によつてまかなわれてきたのが実情です。そういう自国の風習を日本へも持ち込んだということを考えられましょう。アメリカでは伝統的なキリスト教精神も反映して、民間から淨財を集めて学校を運営する、といふ認識が普通のことのようですか。

ですから、この条文を見ますと、教育と共に、慈善、博愛などという日本人にはなじみのない言葉が並んでおります。いかにもアメリカ人の考え方の内容と申してよろしいでしよう。

これに對して日本ではどうだつたか。我が国では江戸時代までは寺小屋教育というよつたこともありまして、近代国家へ早く仲間入りするために、明治政府は国家自らが音頭をとつて教育立国を心がけました。そして急速に近代國家を目指したという歴史過程があります。そうした歴史を無視して、アメリカ方式に従わせようとしたところに、この憲法が根づかなかつた原因があると思います（拍手）。

そうした両国の土壤の違いから、少なくとも教育に関する限り、この八十九条の適用は、日本では無理であると断定せざるを得ません。そこで、ここから教育という一項をはずそとというわけです。

さきほども申しましたように、私立学校は助成金なしで

いるわけです（拍手）。

今回は教育についてだけ取り上げましたが、慈善、博愛についても問題がござります。この慈善、博愛ということを一つの社会福祉規定だとすれば、国は養老院、乳児院、身体障害者施設などへ、多額の助成金を出しておりますから、それも違憲の疑いがあるということになります。この場合も国は、社会福祉協議会という団体に一括して助成金を渡しております。私立学校と同じ方式のワシントンシステムをとつてゐるわけです。

こうしたシステムをとることは、実は非常な弊害が生じるのではないかと心配になつて参ります。と、申しますのも、いろいろの団体が同じよつとワシントン方式で補助金をねだりにくる。国としても前例があるだけに、その要求をはねつけることが出来なくなります。そこへつけこんで、国と民間施設の間に入つて、中間処理をするようなおかしな事業団などが出てまいります。その結果、公金の支出がいつそ不明朗なものになつてしまつ危険があります（拍手）。

そういう観点から、教育は勿論、慈善や博愛なども福祉というよつに解すれば問題があると申さねばなりません。しかし、一遍に何もかもでは混乱を生じやすいので、まことに違憲の疑いが強い教育という文言を、この条文からはずす（拍手）。

そういうのが、我々の考え方でございます（盛大な拍手）。

大 会 決 議

（大会決議）

一、四十数年前、敗戦直後に占領軍によつて押しつけられた憲法が、いまだに改正されることは、独立国として誠に悲しいことである。國柄にふさわしく且つ時代に即するよう改正して、教育等の荒廃を正し、新しい活力を生み出すことを提案する。

一、我々は、現行憲法のどこに問題があり、これをいかに改正すべきかを明らかにすべく、今大会において、沢山の問題点の中からまず四項目を選び、その具体的改正案を提示した。政府、国会、政党、そして国民の方々も、これを真摯に検討していただきたい。

一、我々は、自由民主党が、新政策綱領において「自主憲法制定は立党以来の党はである」ことを再確認し、本年一月の党大会においても、「自主憲法制定」を運動方針・宣言・決議に掲げたのに従い、党が率先して、一大啓発運動に取り組むよう求める。

右決議する。

昭和六十三年五月三日

自 主 憲 法 制 定 国 民 大 会

司会者 次に、大会決議に入りたいと存じます。では決議案の朗読を、大会実行委員の吉川敏朗君にお願いいたします。

（上掲の大会決議文を、力強く読みあげる）

司会者 ただいま朗読いたしました決議案を、今大会決議として採択するこ

とに、「異議ありませんか」という拍手をもつて、大会決議はここに採択されました。

なお、この決議には自由民主党に対する要望も含まれておりますので、本日御出席の森清憲法調査会副会長から、のちほど自民党本部へご伝達頂きたいと思います（大拍手づく）。



閉会の辞

大会決議を活動の指針に改憲に向けていつそうの努力を！

大会運営委員

上 妻 正 康

第十九回自主憲法制定国民大会が、諸先生がたの適切なご説明、及び清原事務局長さんの懇切丁寧なご解説によりまして、改憲の必要性を身近かなものとして感じることができました。また、本大会が、ご参集の皆さまがたのご熱心なご討議によりまして、明日へ向かつての改憲の気運がいつそう盛り上りました。誠に意義深い大会であったと、ご同慶の至りでございます。

本大会の決議も満場一致で採択されました。この運動に参画するための指針としまして、私どももますます活発に運動を開拓してまいりたいと、決意を新たにしている次第でございます。ご参会の皆さまがたに改めて心から感謝申し上げ、閉会の言葉といたします（拍手）。

万歳三唱

自主憲法制定国民会議理事長

自主憲法期成議員同盟常任理事

八木一郎

ご指名により、万歳三唱の音頭をとらせて頂きます。今年こそ、現役の先生を会長とし、推進委員長とし、多数の現職国會議員諸君が推進委員会まで結成して、自主憲法制定の気運は一挙に高まつたようでございます。また、若い力が満場にあふれていることも、力強い限りと申さねばなりません。心からなるご唱和を願います。

万歳！ 万歳！ 万歳！ （万雷の拍手起る）。



盛会御礼

編集後記

去る五月三日、千代田区公会堂において挙行されました「第十九回自主憲法制定国民大会」は、終始熱気溢れる満席の盛況裡に、無事終了いたしました。

これも、心ある皆様方の御熱意と御芳情によるものと、執行部・事務局一同、心より厚く御礼申し上げます。

なお、気運上昇の折柄、この運動に一層の御理解・御尽力を賜りますよう御願い申し上げます。

昭和六十三年六月吉日

主催 自主憲法制定国民会議

会長 木村 瞳男

理事長 八木 一郎

会長 木村 瞳男

世話人、役員一同

主催 自主憲法期成議員同盟

会長 木村 瞳男

常任理事、役員一同

る森清議員、議員同盟を代表して挨拶された戸塚進也議員、いずれも熱弁で、閉会時間を四十分も超過したにも拘わらず聴衆が最後まで熱心に聞いて下さったことも感激でした。

▼大会後、五時より、会場を近くの「靖国会館」へ移し、「木村瞳男会長就任披露パーティ」を催しました。なかなかに充実した一日でした。

▼大会の準備や当日、御協力・お手伝いいただきました方々に、心より御礼を申し述べます。
(清原)

率が年々増え、今年も、千数百名の参加者の約八割が若い人々で、学生さんが熱心にメモをとる姿もあり、若い方もいよいよ目覚めてきたかと頗もしく、大いに意を強くいたしました。

▼大会は、森下元晴議員の格調ある開会の辞に始まり、木村瞳男会長、海外出張の安倍自民党幹事長に代わ

憲法	第十九回国民大会報告書
発行日	昭和六十三年六月三十日
編集	
発行人	事務局長 清原淳平
発行所	自主憲法制定国民会議
	〒104 中央区八重洲二一六一六 北村ビル3F
定価	電話 五〇二一五〇四一一番 振替 東京六一二二八七九 三百円(送料七十円)



満員の盛況で、和気あいあいの披露パーティ会場。

木村瞳男会長 就任披露パーティ



西川小扇糸さんの見事な日本舞踊。



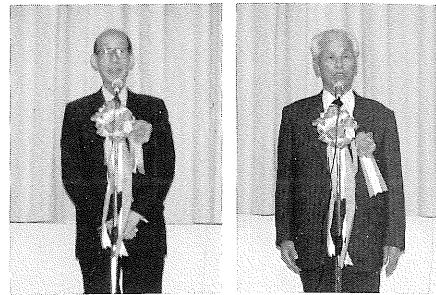
青葉笙子、小野サトルさんと歌う参會者。



乾杯の音頭をとる坊秀男元大蔵大臣。



光野岳延玉峯吟詠会会长の詩吟にあわせて舞う光野翠峰さん。



大阪自主憲を代表して
岸田慶二郎理事長の挨拶。
愛知自主憲を代表して
長谷部真幸理事長の挨拶。



祝辞にも熱のこもる森清衆議院議員。



福井勇元衆議院議員も決意表明。



主催団体を代表して森下元晴委員長が挨拶。

五月三日の日中に開かれた「第十九回自主憲法制定国民大会」の中で、木村睦男会長登壇にあたり、司会者が「本年一月頃より、団体内部から、故岸信介会長の喪も明けたことでもあり、いつまでも悲しんでいるわけにはゆかない。岸先生の御遺志を継いで、これまで以上に活動を開いてこそ、岸先生も喜ばれるであろう、との声が上がり、また、党内の誰からも尊敬されている人となり・御人望からも、後任会長に最適任ということになり、我々両団体の総会でも、会長就任の決議が満場一致承認されまして、ここに木村先生を会長に推戴いたした次第であります」と述べた経緯に基づいて、大会終了後、午後五時より、大会会場からも近い「靖国会館」に場所を移し、「木村睦男会長就任披露パーティー」を催しました。

まず、主催団体を代表して、自主憲法期成議員同盟推進委員長の森下元晴衆議院議員の挨拶、そして来賓として大会で自由民主党代表を務めた森清衆議院議員が挨拶されたあと、木村睦男会長が、力強く決意を表明され、満席の会場より万雷の拍手が沸きました。

次いで、坊秀男元大蔵大臣が乾杯の音頭をとられ、続いて地方支部を代表し、自主憲法制定愛知県民会議の長谷部真幸理事長、同大阪府民会議の岸田慶二郎理事長の二人が、それぞれ決意表明と活動状況報告を行い、大いに活気が盛り上りました。

そこで、後半の祝賀芸能に移ることとし、まず木村睦男会長に、女性を代表して重田典子さんから花束の贈呈、そして男性を代表して事務局の浅野謙樹から記念品の献呈が行われたあと、まず最初に西川流名取り西川小扇糸さんがめでたい日本舞踏「白扇」を見事に舞われました。

つづいて、吟詠を光野岳延日本詩吟学院常務理事兼玉峯吟詠会会长、舞を奥様の光野翠峰翠紫流吟舞道家元、尺八伴奏を磯牧山都山流大师範が務められての豪華な芸能を披露下さいました。また、愛知自主憲の加藤信一事務局長も吟条流師範加藤吟瑞として、同愛知の板津透副理事長作詞にかかる詞を吟じて下さいました。

さらに、往年の名歌手青葉笙子さんが懐かしい名曲を歌曲披露され、ついで、数年前に十七もの新人賞を総管めにした青年歌手小野覚さんも、当代の歌謡曲を披露され、また、お二人でデュエットされたり、先の西川小扇糸さんが、さらに歌声にあわせて舞われたり、まことに賑やかで、木村会長もほんとうに嬉しそうでした。

午後七時、仲山順一日本道路公團監事の閉会の辞、川西誠憲法学会会長の万歳三唱で、名残を惜しみつつ散会いたしました。